

# 2019年度予算編成方針

市 長

## 1 経済・財政状況及び本市の現状・財政見通し

### (1) 国の状況

内閣府が公表した9月の月例経済報告によると「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用、所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としている。

国は、7月の閣議における「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしている。

また、歳出全般について、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図ることとしている。

### (2) 本市の現状・財政見通し

#### ① 本市の現状

本市は、「自立と協働」を基本理念に、各種の都市基盤整備、質の高い教育や子育て支援、高齢者対策を中心としたきめ細かな福祉施策、市民の安全と安心を支える防犯や防災施策など、総合計画に掲げる主要事業を中心に鋭意推進しており、これまで、袖ヶ浦駅海側地区の概成、袖ヶ浦アンダーパスの開通、袖ヶ浦椎の森工業団地2期地区の整備完了などの成果を挙げることにより、袖ヶ浦市発展の礎ができるとともに、本市の変容する姿や魅力を市内外に発信するシティプロモーションについて積極的に展開してきたところである。

また、今年度においても、重点的取り組みとして、第3期実施計画の総仕上げと次期総合計画への架け橋としての取組み、活力に満ちたみんなで支え合う住みやすいまちづくりへの取組み、スポーツへの機運上昇を通じた共生社会を育む取組み等の事業を推進しているところである。

## ② 財政の状況

本市の一般会計における平成29年度決算の財政概況は、歳入においては市税等、主に法人市民税の増の影響により、経常一般財源は28年度と比較して約6億1千万円上回った。

一方、歳出においては扶助費、維持補修費等の経常経費が約6億5千万円増加した。その結果、市税等の増を受けて実質収支7億9千万円、単年度収支1億7千万円と共に黒字となった。

しかしながら、財政調整基金を3億1千万円積み立てたものの、取り崩し額は積立額よりも多い4億5千万円であり、これらを単年度収支から加算・控除した実質単年度収支は3千7百万円の黒字にとどまった。

また、主要な財源指標である実質公債費比率や将来負担比率は、健全な範囲内にあるものの経常経費の増加もあり、経常収支比率は前年度から1.6ポイント上昇の93.5%となり、財政の硬直化はさらに進行した。

## ③ 財政の見通し

平成30年度の歳入については、大宗を占める市税収入のうち個人住民税において、袖ヶ浦駅海側地区の人口増などにより引き続き増額が見込まれる。

法人市民税については、29年度は特定企業の業績が好調であり28年度決算額を大幅に上回る結果となったが、30年度決算では再び減額が予想される。また、固定資産税においては、評価替えの結果、土地は地価の上昇の影響から増額、家屋は減額となり、市税全体では29年度決算額からは減収を見込んでいる。

2019年度の歳入の見通しについては、市税において袖ヶ浦駅海側地区の人口増や椎の森工業団地2期地区の造成が完了したことなどから、個人市民税や固定資産税については増額が見込まれる。また、地方消費税交付金についても消費税率の変更の影響により増額が見込まれる。

しかしながら、これら増加の要因はあるものの、今年度の動向を踏まえると、法人市民税及び地方譲与税等は減額の見込みであり、総じて経常一般財源の大幅な増収を見込むことはできない。

一方、歳出については、社会保障費及び公共施設等の維持管理費等は引き続き増加となる見込みであり、市内小中学校へのエアコンの導入に係る経費、近年の大型事業に係る地方債の元金償還額の増加、10月に予定されている消費税率改正の影響による物件費等の増などから、これらの経常経費は一層増加することが見込まれる。

## 2 予算編成の基本的な考え方

以上のように、まちづくりについては近年取り組んできた大型事業の成果が徐々に表れているが、今後も経常的経費の増加は続き、厳しい財政状況は続くものと見込まれる。

このような状況を踏まえ、2019年度の予算編成に当たっては、引き続き健全な財政運営を図ることを目指し、歳入については、市税等経常一般財源の大幅な増収は見込めないことから国・県の予算編成を注視し補助金等の特定財源の確保を図り、歳出については、予算編成時における要求限度額の設定、事業の廃止を含めた見直しを行う必要がある。

一方で、2019年度は、実施計画は定めていないものの、現行総合計画の最終年度として、各施策における必要な取組みを展開し、これまでの成果をしっかりと市民に還元するとともに、袖ヶ浦市のさらなる発展を目指し、2020年度を初年度とする新しい総合計画へと着実につなぐ必要がある。

また、緊急的な課題や、新たな行政課題及び多様化する市民ニーズに対応するために必要な施策については、的確に予算へ反映し事業を執行していかなければならない。

これらのことを踏まえた上で、限られた予算、体制にて最善を尽くすことを念頭に、各部署長の調整のもと、下記の「留意すべき事項」、「重点的取組み」及び「施策分野における取組み」について充分留意のうえ、予算編成に臨むこととする。

#### (1) 留意すべき事項

- ① 平成30年度までの「第3期実施計画」に掲げた事業については、完了した事業を除き、前年度の実施内容の検証及び評価に基づき、継続した事業の展開を図ること。なお、国県支出金等の特定財源の情報収集に努め、最大限活用するとともに、必要最小限の事業費による予算を計上すること。
- ② 重要な行政課題である人口減少対策・地方創生を推進する「未来をひらく袖ヶ浦創生プラン」に掲げた事業については、前年度までの実施内容を検証及び評価するとともに、社会経済情勢の変化等に注視しつつ事業進捗を図ること。
- ③ 市単独による新規事業については、緊急的な対応が必要な場合を除き、既存の経常的事业等の見直し・廃止（経常一般財源の削減）を行ったうえで予算計上すること。
- ④ 現在、実施している経常的事业のうち、所期の目的を達成し、事業の役割が終了している事業や、国県支出金の廃止があった事業については、原則、国・県に準じて廃止すること（事業のスクラップ）。また、仕様の見直しや発注時の競争性の確保、在庫品の管理徹底、業務の省力化等、コスト削減に努めること。
- ⑤ 元号改正に関連する費用及び消費税率改正に伴う費用について遺漏なく計

上すること。

- ⑥ 使用料・手数料については、本年度実施している見直しの結果に基づいた計上をすること。
- ⑦ 投資的事業については、特定財源の確保に努めるほか、より効率的で安価な工法や、新しい技術を採用した工法を検討のうえ、ライフサイクルコストにも配慮した設計を行うなど、経費節減に留意し予算計上すること。
- ⑧ 市民の生命・財産の安全・安心に直結する事業については、仕様の見直し等を検討するとともに、優先して予算計上すること。特に、施設・設備の老朽化に伴う危険箇所の改修等については、十分に調査を行い、優先順位をつけて真に必要なと判断したものを予算計上すること。
- ⑨ 重要な行政課題である少子高齢化や市民協働、地域活性化等への対応については、分野を超えた全庁的な取り組みが必要であることから、施策分野を横断する場合などは、各部課等で相互に連携を図るとともに、国・県の動向を注視し、積極的な予算計上を行うこと。
- ⑩ 新たな行政課題及び多様化する市民ニーズに対応するため、市民サービスの向上につながるよう、市民との協働の推進を含め業務の内容や進め方を見直し、業務改善・効率化を図ること。また、働き方改革を推進すること。
- ⑪ 予算及び決算審査特別委員会、監査委員の決算審査意見、並びに行政懇談会等において、指摘・要望された事項については、その内容を十分精査、検討し対応すること。

## (2) 施策分野を横断する重点的取組み

### ①「総合計画」及び「未来をひらく袖ヶ浦創生プラン」の総仕上げ

2019年度は、現行総合計画の最終年度として、これまでの事業成果及び効果を市民が享受できるようにしなければならない。

これまで進めてきた袖ヶ浦駅海側地区のまちづくりについては、来年夏の商業施設開業を含め、居住者の利便性向上を図るとともに、まちづくりの効果を市内全域に波及させる施策を展開し、袖ヶ浦椎の森工業団地2期地区については、進出する企業における事業所等の早期操業と、雇用の確保等に向けた取組みを展開すること。

また、市の特色である子育て・教育については、これまで力を入れて取り組んできた施策を引き続き推進すること。

さらに、2019年度は「未来をひらく袖ヶ浦創生プラン」の最終年度でもあることから、これまで取り組んできた人口減少対策及び地方創生の施策について仕上げとなる取組みの展開を図ること。

加えて、これら各施策の成果を含め、市民に対して市政情報を適切に伝える「市

政の見える化」と、市内外に対して本市の魅力を効果的に発信する「シティプロモーション」の取組みについては、継続して積極的な展開を図ること。

## ② 協働事業の更なる推進と地域力の強化

平成29年10月に施行した「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」に基づき策定を進めている「協働のまちづくり推進計画」により、市民の地域コミュニティへの参加の促進、地域コミュニティの連携の促進及び地域コミュニティと市との協働の推進に向け、全庁を挙げて具体的な取組みの展開を図ること。

また、既存事業についても条例の主旨を取り入れた見直しを図るとともに、協働の取組みに関する情報について市民に対して積極的、かつ、わかりやすく提供すること。

## ③ 新たな時代へつなぐ取組みの展開

来年5月には元号改正が行われ、新たな時代の到来を控えているなか、本市では、2020年度を初年度とし、将来目指すべき姿を定める新たな総合計画の策定作業を進めている。

新たな総合計画では、市民に「これからも住み続けたい」と思ってもらえる自治体を目指し、これまでの成果を念頭に置きつつ、新たな課題への対応を含めた施策の展開が求められている。2019年度においては、現行総合計画から新たな総合計画へ円滑に繋げるため、現行施策に基づく取組みを着実に推進するとともに、必要な準備作業について遺漏なく進めること。

さらに、「未来をひらく袖ヶ浦創生プラン」について、これまで取り組んできた施策について成果を検証し、国の動向を注視しつつ、新たな総合計画との一元化を含め、次期計画の策定に取り組むこと。

## (3) 各施策分野における取組み

### ① 市民参加で進める住みやすいまちづくり

市民活動については、地域コミュニティの活性化と協働の推進を図るため、平成30年度に策定する「協働のまちづくり推進計画」に基づく取組みを推進し、特に地域まちづくり協議会の設立に向けた支援を引き続き図ること。

消費生活については、市民が消費等に関する被害に巻き込まれないよう、特に被害に遭いやすい高齢者への被害防止対策について充実を図ること。

男女共同参画社会については、女性活躍推進法や働き方改革等の動向を踏まえ、平成30年度に策定する「第4次男女共同参画計画」に基づく取組みを推進すること。

情報化については、元号改正対応を遺漏なく進めるとともに、基幹情報システム及び戸籍総合情報システムについて確実に更新作業を実施すること。

国際化については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び大会以降の持続的な外国人来訪者増加を見据えた取組みを推進するとともに、増加している居住外国人への対応として、外国人にとって暮らしやすい情報の提供と、多文化共生に向けた国際交流活動の推進を図ること。

人権については、差別や偏見のない社会づくりに向けた啓発活動の充実を図ること。

公共交通については、既存交通サービスの利用促進に向けた取組みを推進するとともに、少子高齢化の時代を見据え、交通弱者の移動手段の確保に向け、引き続き交通事業者や地域住民と連携し、持続可能な公共交通網の構築を検討すること。

火葬場については、君津地域4市で共同整備する木更津市新火葬場整備運営事業について、着実に事業を進めること。

## ② 災害、事故、犯罪をなくす安全性の高いまちづくり

防災・国民保護については、平成30年度に改訂する「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づき、災害時における市民への迅速かつ適切な情報伝達と避難者対応の充実を図るとともに、平時においても防災関連情報の提供について充実を図ること。

また、防災行政無線のデジタル化について、詳細設計に基づき順次更新工事を実施すること。

防犯・交通安全については、市民、行政、警察など関係機関が連携して、地域をあげての防犯パトロールや交通安全指導等を効果的に実施すること。また、犯罪抑止に向けて、街頭防犯カメラの設置を進めるとともに、防犯灯のLED化について計画的な整備を進めること。さらに、交通事故抑止に向け、高齢者の運転免許証自主返納などの取組みを図ること。

消防・救急・救助については、消防組織のあり方検討を深めるとともに、組織統合した消防団第8分団の詰所建設に取り組むこと。

## ③ すこやかに暮らせるふれあいと支えあいのまちづくり

地域福祉については、「袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）」の策定に向けた取組みを着実に推進すること。

また、地域福祉推進の基盤となるボランティア活動の活性化と人材育成に取り組むとともに、ながうら・ひらかわ健康福祉支援室について、地域の特性に応じ活動の充実を図ること。

保険については、健康づくり事業と連携し、効率的・効果的な疾病予防活動及び

介護予防活動の充実を図ること。

また、医療・介護を必要とする市民を支える地域包括ケアシステムの深化・推進を図ること。

ひとり親、低所得者福祉については、支援対象者への情報提供と継続的な相談体制の充実を図るとともに、子どもに対する学習支援事業の取組みを継続すること。

児童福祉については、「子育て応援プラン」を着実に推進し、引き続き、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のないサービスの提供に努めるとともに、効果的な子育て情報の提供を図ること。

また、保育無償化について国の制度改正を踏まえ適切に対応するとともに、平川地区における地域子育て支援拠点の検討を推進すること。

障がい者福祉については、「そでがうら・ふれあいプラン」に基づき、障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくるために必要な支援を図ること。

高齢者福祉については、「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組みを推進すること。

また、高齢化に伴い認知症の増加や、高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の増加が見込まれることから、地域での見守り・支えあいの充実を図るほか、制度等の周知及び利用支援を図ること。

保健・医療については、高齢者の増加など時代の変化に対応した疾病予防対策の構築を図ること。

また、特定健診及び各種がん検診の重要性について周知を図るとともに、市民ニーズに沿った受診環境の向上を図ること。特に、市内の医療機関の状況に鑑み、妊婦健診や子宮がん検診など、女性への対応について充実を図ること。

また、健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策について具体的に検討すること。

#### ④ 豊かな人間性を育む文化の薫るまちづくり

幼児教育については、統合後の中川幼稚園の運営を円滑に進めるとともに、今井幼稚園跡地の利活用について検討をすること。

また、幼児教育の無償化について国の制度改正を踏まえ適切に対応すること。

義務教育については、学校・家庭・地域の連携による地域の教育力向上の取組みを推進するとともに、引き続き基礎学力向上支援教員や特別支援教員の活用等により、教育環境の充実を図ること。また、小中学校の普通教室等への空調設備の設置について整備方針に基づき着実に実施するほか、次期「教育ビジョン」策定に向けた準備作業を進めること。

青少年健全育成については、地区住民会議の支援を継続し、世代間の交流を促進

すること。

生涯学習については、公民館と地域の自主的な活動との連携を図るとともに、自ら地域の課題を解決するための活動や人材育成を支援すること。

文化・芸術については、市民学芸員の活動を支援するとともに、新たな人材の育成に努めること。

また、山野貝塚の保存活用計画の策定に向けた取組みを進めること。

スポーツ・レクリエーション・体育については、子どもから高齢者まで生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを推進すること。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、スポーツへの機運上昇を踏まえた的確な振興策を推進するとともに、障がい者福祉と連携したパラスポーツの普及を図ること。

さらに、健康づくりと連携し、子どもから高齢者までを対象とした日常的な運動習慣普及に向けた取組みを検討すること。

#### ⑤ 環境負荷を減らし自然と共生するまちづくり

環境保全・美化については、地球温暖化対策として、家庭における省エネ及び再生可能エネルギー普及への取組みに対する支援を継続すること。

また、市民や来訪者に愛される街並みを確保するため、市民や企業等との協働による美化活動を引き続き推進するとともに、ポイ捨て防止対策について、より積極的に取り組むこと。

廃棄物・リサイクルについては、ごみの減量化・資源化に引き続き取り組むとともに、次期君津地域広域廃棄物処理施設について、関係自治体との具体的な協議を進めること。

また、不法投棄及び残土・再生土埋立てに対し、監視と適切な指導を行い、市民の生活環境及び自然環境の保全に努めること。

#### ⑥ 産業が調和した賑わいと活力のあるまちづくり

農林業については、農業活性化に向け、認定農業者及び新規就農者など担い手の育成及び支援を推進するとともに、集落営農の推進や農地の利用集積等の促進を図ること。

また、農産物のブランド化や地域資源を活用した6次産業化等について積極的な支援に取り組むとともに、観光と連携したPR活動の展開を図ること。

さらに、有害獣による農作物の被害対策について、県及び近隣自治体との連携により実効性の高い取組みを推進すること。

加えて、農業センター及び農村公園ひらおかの里について多面的な利活用を図る

こと。

商工業については、産業の活性化を図るため、各産業間の連携を推進し、市の独自性及び魅力ある商品やサービスの提供につなげるとともに、商工会や商店会が取り組む一店逸品運動等の事業を支援すること。

また、商工会や金融機関と連携しながら、市内での創業支援を図るとともに、市内中小企業者への支援強化を検討すること。

さらに、袖ヶ浦椎の森工業団地への進出企業の早期操業と、雇用創出への支援を積極的に推進すること。

観光については、本市の魅力や地域資源をさらに磨き活用するため、観光協会による活動・運営を支援しながら、本市の地理的優位性を活かした積極的な宣伝に努めること。

また、農業経営者を含めた市内事業者における観光による増益を図るため、自主的な観光誘致活動の組織化支援について検討すること。

労働については、市民の就労機会の確保や市内立地企業の人材確保に向け、民間企業と連携した面接会の開催などを行うこと。

#### ⑦ 快適で調和のとれたまちづくり

市街地形成については、「都市計画マスタープラン」の見直しを着実に実施すること。

公園・緑化については、袖ヶ浦駅海側地区の利便性を向上させる近隣公園の基本設計に取り組むとともに、既存公園・緑地の適正な維持管理に努めること。

道路網については、高須箕和田線（南袖延伸）・西内河高須線及び三箇横田線の整備を着実に推進するとともに、県事業である西内河根場線及び県道千葉鴨川線バイパスの整備について必要な支援を図ること。

また、橋梁長寿命化について計画的な維持・修繕を図ること。

さらに「袖ヶ浦市道路網整備計画」について、都市計画マスタープランの見直しに合わせた改訂に取り組むこと。

上水道については、君津地域水道事業統合広域化に基づく必要な支援を図ること。

公共下水道については、施設の適正な維持管理を行うとともに公営企業法の適用に向けて経営状況の把握を的確に行うこと。

住宅については、空き家対策として、引き続き空き家バンク協議会と連携し、物件登録の増加を目指すとともに、効果的な情報発信に努めること。

また、市営住宅神納谷団地の用途廃止について計画的に進めること。

#### ⑧ 市民ニーズに的確に対応する信頼される行財政運営

財政運営については、消費税率改正の対応について遺漏なく実施すること。

また、健全な財政運営のため、税源や特定財源の確保に努めるとともに、事務事業の効率・効果的な執行に努めること。

さらに、使用料・手数料については、平成30年度の見直し結果に基づく適正化を推進すること。

行政運営については、ICTや民間活力の効率的な利活用に努めるとともに、客観的評価を継続して行い、効果的な行政評価に努めること。

また、「公共施設等総合管理計画」及びこれに含まれる「公共施設（建築物）の再編整備計画」に示した取組みについて検討を進めるとともに、市民の安全安心に備え、開かれた市政を推進する庁舎整備の実施設計に取り組むこと。

さらに、市民へ市政の情報を適切に伝えるため、引き続き「市政の見える化」を推進するとともに、市内外に対して、本市の魅力を効果的に発信する「シティプロモーション」の取組みを積極的に展開すること。

加えて、高度化・多様化する行政ニーズに対応できる職員の育成を図るため、市民に信頼され、かつ安定した行政サービスを提供できる知識及び技能の習得を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを踏まえた職場環境の整備・改善に積極的に取り組むこと。

最後に、2021年4月に市制施行30周年を迎えることから、記念事業の検討を開始すること。